

ホテル福丸 宿泊約款

●適用範囲

第1条 1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

●宿泊契約の申込み

第2条 1. 当館に宿泊契約の申込み（以下「宿泊予約」という。）をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び電話番号
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

●予約金

第3条 1. 当館は、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求める事があります。

2. 全項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

●予約の解除

第4条 1. 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第7条第3項から7項までに該当することになったとき。
- (2) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第3条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2. 当館は事項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

3. 当館は、宿泊予約の申込者が、予約金の全部又は、一部を解除した時は、別表、違約金申し受け規定により違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイニングメンバー10名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当館が宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、そのお引受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

4. 当館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着時刻の明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

5. 全項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊客が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又はその遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第3項の違約金は頂きません。

●宿泊契約の成立等

第5条 1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。また、当館ではチェックインの際、申込時に契約した料金のみを前預かり金としてお支払いいただきます。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日をこえるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第8条及び第22条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第15条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊

客に告知した場合に限ります。

●申込金の支払いを要しないこととする特約

第6条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

●宿泊契約締結の拒否

第7条 1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 鹿児島県条例第44号(第5条)の規定する場合に該当するとき。

●宿泊客の契約解除権

第8条 1. 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第6条第2項の規定により当館が申込金の支払

期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第7条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。また、契約後4回以上3期日に及び連絡をするが連絡がない場合も宿泊客により契約解除されたものとみなします。

●当館の契約解除権

第9条 1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 鹿児島県条例第44号(第5条)の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(9) 同フロアに複数人の利用客がいる状況で、何らかの事由で設備等のトラブルが発生した場合、その原因が既に滞在されている部屋にあった時は、使用者に要因が無い場合でも当館が協力求める際に、その協力を拒み解決方法を遮断するとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が

いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

●宿泊の登録

第10条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) コロナウイルス感染防止に対する体調
- (5) その他当館必要と認める事項

2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

●客室の使用時間

第11条 1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後1時までは、室料金（宿泊基本料）の30%
- (2) 午後3時までは、室料金（宿泊基本料）の50%
- (3) 午後3時以降は、室料金（宿泊基本料）の100%

●利用規則の遵守

第12条 1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

●宿泊継続の拒絶

第13条 1. 当館は、お引受けした宿泊期間中といえども次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第7条第3号から第9号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

●営業時間

第14条 1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- (1) フロントサービス時間

イ. 門限 午前2時

ロ. フロントサービス 24時間

(2) 飲食施設サービス時間

イ. 朝食 7:00~9:30（オーダーストップ9:00）

ロ. 日本料理 生粋 11:30~13:30（オーダーストップ13:00）

17:30~21:00（オーダーストップ20:00）

ハ. 洋食レストラン フルール 11:30~14:30（オーダーストップ14:00）

夜は要予約

※予約は上の時間間わず

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

●料金の支払い

第15条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊室料を到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

●当館の責任

第16条 1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

●契約した客室の提供ができないときの取扱い

第17条 1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

●貴重品の扱い

第18条 1. 貴重品は、当館フロントにてお預けいただけます。

●寄託物等の取扱い

第19条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

●宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第20条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

●駐車場の責任

第21条 1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

●宿泊客の責任

第22条 1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第15条第1項関係)

| | | 内 訳 |
|-------------|------|---|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | ① 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料)) |
| | 追加料金 | ② 追加飲食(①に含まれるものを除く) ③ 部屋出し等のサービス料(②×10%) |
| | 税金 | イ 消費税 |

備考1 基本宿泊料は当館公式ホームページに掲載する料金表によります。

- 2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

寝具及び食事を提供しない幼児については、施設使用料をいただきます。

別表第2 違約金(第8条第2項関係)

| 契約解除の通知を受けた日 契約申込人数 | | 不 | 当 | 前 | 9 | 20 |
|------------------------|----------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 泊 | 日 | 日 | 日 | 日前 |
| 一般 | 10名まで | 100% | 100% | 50% | 10% | — |
| 団体 | 11～30名まで | 100% | 100% | 50% | 20% | 10% |
| | 31名以上 | 100% | 100% | 80% | 30% | 20% |

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(11名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。

※教育旅行のキャンセルは一般約款とは異なります。

【教育旅行団体用】(第8条第2項関係)

| 契約解除の通知を受けた日 | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 不泊 | 当日 | 前日 | 2日前 | 3日前 | 5日前 | 6日前 | 7日前 | 8日前 | 30日前 | 60日前 | 90日前 |
| 100% | 100% | 80% | 50% | 50% | 50% | 50% | 30% | 30% | 20% | 20% | 10% |

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します
3. 上記取消料金はグループ全体の取消ではなく、部分的な取り消しや人数の減少の場合にも適用されます。